福岡市立歴史資料館研究報告　第九集　一九八五年三月

漢・魏・晋代における「蛮夷印」の鈕形について

高橋　学而

一、緒　言

昨秋、一九八四年一〇月、福岡市立歴史資料館で開催された「漢委奴国王金印展」には、出土以来二百年に達する「漢委奴国王」蛇鈕金印とともに、「漢匈奴悪適尸逐王」、「蛮夷里長」といった、漢帝国が周辺諸民族に与えた印章が出展された。これらは、「漢委奴国王」印も含めて、漢朝が近隣の諸民族に対して、懐柔、褒賞などの意図をもって与えたもので、その華夷思想から、蛮夷印と総称されているところのものである。今、この呼称を用いることには、いささかの抵抗をなしとしないが、学術用語として理解したい。

さて、我々が現在実見できる古印は、羅福頤、紫溪両氏によれば、以下の事情から、今に伝えられたものである。(1) まず、その第一は、現存の古印中に占める軍官印の多さから推測されるように、戦闘で落命した将士達がかつて佩帯していたものである。(2) 第二に、墓中の副葬品であり、第三に、一王朝末期の乱世の間に散失したもの（〝亡国乱離〟）である。(3) 本小稿は、これら残された古印のうち、蛮夷印の鈕形について、若干の整理を試みるのであるが、漢印の研究に際し、しばしば用いられる後漢初期衛宏の著した『漢旧儀』などには、蛮夷印の規定が記されず、検討の対象とすることができない。

従来、印章の研究は、多くの古銅印譜の刊行に見られるように、趣味主義的傾向を脱脚しきれず、また、小林庸浩氏が指摘するように、印銘と文献記載の諸事象との関連から理解する傾向が強かった(4)と思われる。このなかにあって、早く王献唐氏は、従来の金石学的理解を援用しつつ、実際の遺物の形制に重点を置き、古印の体系的

研究への糸口をつけたとされている。[5]

さて、王氏は、多くの古印を実見し、その鈕形について、「臨菑封泥文字叙目」(『山東省立図書館刊』一九三六年)中で、「漢代は蛮夷印の紐三あり、一は虺蛇なり、多くは西南夷に施す、一は螺紐なり、多くは、南海の諸夷に施す、一は即ち橐駝、多くは、北地西方の狄羌に施す。各所在の畜産を以って、象どりて別と為す。」と述べ、[6]西南夷に蛇鈕、南海の諸族に螺鈕、北方の異民族に駝鈕の印章が与えられたことを述べている。一方、わが国では、「漢委奴国王」印真贋論争段階に画期を成した栗原朋信氏の一連の論考を契機として、「漢委奴国王」印の鈕形に関連させつつ、漢印一般の鈕形についても述べられたことがあった。まず、前出小林庸浩氏は、国内に存する中国古印を調査したのち、「西北沙漠の地戎狄には橐駝紐、南方卑隰の地の蛮夷には蛇紐であることは、各代にわたる多くの遺例が証明するところである。」としている。[7]次に、岡崎敬氏は、「『漢委奴国王』金印の測定」(『史淵』一〇〇輯　一九六八年)において、漢魏晋代、北方民族に対しては駝鈕、南方湿潤地帯の蛮夷については、新出の「滇王之印」蛇鈕金印などをその例の一つとして、蛇鈕がおくられたことを指摘しているのである。

以上、これらの指摘は、螺鈕については管見の限りこれを知りえないが、それ以外については、その後中国で新たに出土した諸印からみても、その妥当性は、首肯されるところとなっている。そこで、以下には、これらの理解を踏まえた上で、鈕形について更に整理を行いたいと考えるのであるが、まず、その手順として、出土地点の明らかな近年出土の報告例を第一とし、次に、諸機関所蔵印の図録類を採り挙げたいと考える。そのほか、金石学の著録、印譜類と、漸次、その検討の対象を拡大すべきであるとは思われるが、遺憾ながら、今の筆者には荷が重く、二、三の金石関係の著録を、参考資料として活用するにとどめたい。

二、諸例の検討

1　印銘に記された諸民族名との関連

(イ)　近年、出土が報告された諸例

近年に出土が確認される蛮夷印は、筆者の知見の限りでは、二五例を数えると思われる。これらは、出土遺構が不明な半数近くを除[8]くと、墓葬、もしくは二次的な遺構である窖蔵に限られており、他の官私印と同様であるが、墓葬出土の数例についても、単に古墓とあるなど、出土状況は不明瞭である。[9]

以下に載せる表1は、近年出土が報告された蛮夷印二五例の一覧である。

このうち、鈕形の明らかな諸例について、印銘に記された諸民族と鈕形との関連についてみたのが表2である。

このほか、既に知られているように、前漢代の「滇王之印」、後漢代の「漢委奴国王」印の二例が蛇鈕印である。また、表2からは、以前から指摘されているように駝鈕印が目立つほか、羊鈕印が、羌族に漢代一例、晋代二例、氐族に晋代二例であること、表1から、「漢夷邑君」印、「晋率善胡佰長」印が羊鈕であることが注目される。

表1　近年出土報告の蛮夷印一覧

時代	印銘	印材	鈕形	印面の寸法(cm)	出土地点	出土遺構	出土年	文献
前漢	漢帰義羌長	銅	羊		新疆維吾尓自治区沙雅県	不明	一九五四年	①
〃	漢夷邑君	銅	羊		湖北省宜城県楚皇城	不明		②
〃	滇王之印	金	蛇	二・四×二・四	雲南省晋寧県石寨山	土坑墓	一九五七年	③
〃	夫租蔵君	銀	駝	二・二×二・二	朝鮮民主主義人民共和国平壌市貞柏里	土坑木槨墓	一九五八年	④
新	越賀陽君				陝西省西安市	不明(古城内)		⑤
〃	越青邑君				〃	〃		〃
〃	新越三陽君				〃	〃		〃
後漢	漢匈奴帰義親漢長	銅	駝	二・三×二・三	青海省大通県後子河公社	磚室墓	一九七七年	⑥
〃	漢匈奴悪適尸逐王	石	鼻	八・九×八・六	陝西省西安市永紅路公社	窖蔵	一九七一年	⑦
〃	漢匈奴栗借温禺鞮	銅	駝	二・四×二・四	内蒙古自治区伊克昭盟東勝収購站	不明(採集)		⑧
〃	漢委奴国王	金	蛇	約二・三五×二・三五	日本国福岡県福岡市志賀島	不明(塊石の下より)	一七八四年	⑨
魏	魏率善氐仟長	銅	駝	二・三×二・三	陝西省扶風県張呉村	窖蔵	一九七九年	⑩
〃	魏率善韓佰長	銅	〃獣〃		大韓民国			⑪
晋	晋帰義羌侯	金	羊		甘粛省西和県	不明	一九四八年前後	⑫
〃	晋率善胡佰長	銅	羊	二・二×二・二	陝西省麟淤県崔木公社	古墓	一九七三年	⑦
〃	晋屠各率善佰長	銅	羊	二・二×二・二	〃	〃	〃	〃
〃	晋蛮夷率善邑長				湖北省宜城県楚皇城	不明(楚皇城内)	一九五七年	②
〃	晋率善穢佰長	銅	駝	二・三×二・三	大韓民国慶尚北道迎日郡新光面馬助里	古墓	一九六六年	⑬
〃	晋率善氐邑長	銅	羊	二・一×二・一	陝西省隴県曹家湾公社	不明		⑯
〃	晋率善羌邑長	銅	羊	二・三×二・一五	陝西省千陽県	不明	一九七一年	⑦
〃	晋鮮卑率善中郎将	銀	駝	二・一×二・一五	内蒙古自治区涼城県沙虎子沟		一九五六年	⑭
〃	晋鮮卑帰義侯	金	駝	二・二×二・二	〃		〃	〃
〃	晋烏丸帰義侯印	金	駝	二・二×二・三	〃		〃	〃
〃	晋帰義胡王	金	駝	二・二×二・二	甘粛一帯か?			⑮
〃	晋帰義氐王	金	羊		甘粛省西和県	不明	一九四八年前後	⑫

① 「古為今用花開満園」『文物』一九七五―一
「試釈〝漢帰義羌長〟印」『文物』一九七六―七
② 「湖北宜城楚皇城勘査簡報」『考古』一九八〇―二、「漢晋官印考證」『故宮博物院院刊』一九八三―四
③ 「雲南晋寧石寨山古墓群発掘報告」(一九五九年)
④ 岡崎敬「夫租蔵君銀印をめぐる諸問題」『朝鮮学報』第四六輯(一九六八年)、白鍊行著永島暉臣慎・西谷正訳「『夫租蔵君』印について」『考古学研究』十四―四
⑤ 「福建崇安城村漢城遺址時代的推測」『考古』一九六一―四
⑥ 「青海大通上孫家寨的匈奴墓」『文物』一九七九―四
⑦ 「陝西出土的一批古代印章資料介紹」『文物資料叢刊』一
⑧ 「内蒙古伊盟出土三方漢代官印」『文物』一九七七―五
⑨ 岡崎敬「漢委奴国王金印の測定」『史淵』一〇〇輯(一九六八年)等
⑩ 「介紹一批陝西扶風出土的漢魏銅印等文物」『文物』一九八〇―一二
⑪ 大谷光男『研究史金印』(一九七四年)
⑫ 「晋帰義羌侯印与晋帰義氐王印」『文物』一九六四―六
⑬ 梅原末治「晋率善穢佰長銅印」『考古美術』八―一(一九六七年)
⑭ 「内蒙古出土官印的新資料」『文物』一九六一―九
⑮ 「洛陽博物館館蔵官印考」『文物』一九八〇―一二
⑯ 「宝鶏市博物館収蔵的十方銅印章」『考古与文物』一九八二―六

表2　印銘に記す諸民族と鈕形

民族 / 鈕形 / 時代	匈奴					羌					氐					烏丸					鮮卑					蛮夷				
	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他
漢	2				(鼻) 1		1																							
魏											1																			
晋							2					2				1					2									

図1　羊鈕印・駝鈕印・蛇鈕印の実例

「晋帰義叟侯」羊鈕鎏金銅印

「晋烏丸帰義侯」駝鈕銅印

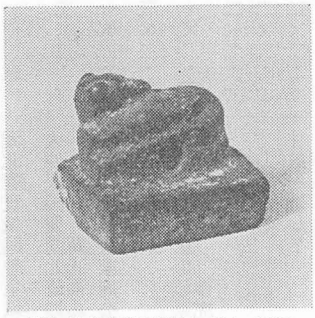

「晋蛮夷率善佰長」蛇鈕銅印

またそのほか「漢匈奴悪適尸逐王」鼻鈕石印に注意しなければならない（図2―2）。これは石材を用いた極めて特異な蛮夷印であり、しかも、印面八・九×八・六cm、通鈕高五・三cmと大きく、表1に明らかなように通常の方寸の官印に比較し、一辺約四倍と、官印の規格から大きく逸脱していることが知られるのである。この石印は一九七一年陝西省西安市永紅路公社菊花園で、王莽印、金代印などとともに、窖蔵より出土しているのであるが、[10] この「漢匈奴悪適尸逐王」印について、報告者である陳全方氏は印が規格に外れるほか、作りが粗いことなどから、南匈奴が自刻自造したものとしているのである。納得のゆく理解であると思われるが、石材には鼻鈕が製作し易いことなども配慮するならば、元来或いはこの印は、大谷大学禿盦文庫所蔵の「漢匈奴悪適尸逐王」駝鈕銅印（図2―1）の明器としてつくられ、副葬されたものであるのかも知れない。これらからすれば、漢代、匈奴に与えられた「漢匈奴帰義親漢長」、「漢匈奴栗借温禺鞮」両駝鈕銅印との共通性が注目されるのである。

図2

1.「漢匈奴悪適尸逐王」印印影（大谷大学所蔵）

2.「漢匈奴悪適尸逐王」印印影（1971年、西安市出土）

(ロ) 図録類所載の諸例

筆者が利用し得たのは、『中国古印図録』（大谷大学禿龕文庫神田喜一郎・野上俊静監修　一九六四年）、『有鄰館蔵璽印精華官印篇』（加藤慈雨楼編　一九七五年）、『平龕攷蔵古璽印選』（神田喜一郎監修　加藤慈雨楼編　一九八〇年）、『故宮銅器図録』（国立故宮中央博物院連合管理処編輯　一九五七年）である。今、これらを、表2同様に整理すると順に以下の通りとなる。但し、『故宮銅器図録』には、漢印二印二例、魏印五例、晋印九例の一六例の蛮夷印がいずれも駝鈕とされているところから、表に載せていない。

まず、表3—①であるが、例によって、各代にわたって駝鈕印が目立つほか、「晋蛮夷率善邑長」、「晋蛮夷率善佰長」が蛇鈕であるなど、「蛮夷」を印銘に記す二印がいずれも蛇鈕であることが注意される。また、表には載せていないが、図録に、「魏率善胡仟長」駝鈕銅印とともに、同じ印銘の熊鈕銅印が録されていることが特徴的である。管見の限り、蛮夷印熊鈕の他の例を知らず、また、同一の印銘を有する印章は、おおよそ同じ鈕形をとることから考えても、この熊鈕印は、後考にまたなければならない。次に、表3—②であるが、これは、『璽印精華官印篇』より作製している。掲載の諸蛮夷印は七例を数えるが、その内訳は、漢印二例、魏印三例、晋印二例である。このうち、蛇鈕は、漢代の「蛮夷里長」印、また、「晋蛮夷率善仟長」の二例と、いずれも「蛮夷」であることが知られる。また、馬鈕印を魏代以降の氐、烏丸に見ることができる。次に、表3—③である。図録所載の諸蛮夷印は、全て一七例、漢印三例、魏印

表3　印銘に記す諸民族と鈕形

表3—①（中国古印図録）

時代＼民族・鈕形	匈奴					羌					氐					烏丸					鮮卑					蛮夷				
	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他
漢	1																													
魏											2										1									
晋	1										1					2												2		

表3—②（璽印精華官印篇）

時代＼民族・鈕形	匈奴					羌					氐					烏丸					鮮卑					蛮夷				
	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他
漢					(不明) 1																								1	
魏						1							1					1												
晋																		1											1	

表3—③（平龕攷蔵古璽印選）

時代＼民族・鈕形	匈奴					羌					氐					烏丸					鮮卑					蛮夷				
	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他	駝	羊	馬	蛇	その他
漢																														
魏							1					1						1					1							
晋			1				3					1						2												

四例、晋印一〇例であるが、表3に記す諸民族については、一一例を数える。これを鈕形についてみるならば、漢代に蛇鈕印「漢夷邑長」が知れるが、ただ、「漢帰義夷仟長」印は、駝鈕である。そのほか、羌氐各々に、魏印羊鈕、烏丸、鮮卑各々に馬鈕印が知られ、また、晋代では、羌の三例は、いずれも羊鈕、氐に羊鈕一例、胡に羊鈕一例、烏丸、匈奴に各々馬鈕を知ることが出来る。

そのほか、『故宮銅器図録』であるが、載せられた蛮夷印中、「蛮夷」を記すものはないが、各代にわたって、羌、氐、匈奴すべて駝鈕であることは、前述した通りである。

以上、図録類所載の蛮夷印の諸例から総合するならば、蛇鈕印七例は、既に先学諸氏によって早くから指摘されるように、漢晋代において南方蛮夷を対象としたことが知られるのであり、出土地点の明らかな、「漢委奴国王」印、「滇王之印」などと同様の事実を指摘し得るのである。このうち、魏代に、蛇鈕印が見出しにくいのは、この僅かな例からすると、臆測の域を出ないかも知れないが、魏の版図を考慮に入れるならば、南方蛮夷に印授を〝賜わる〟機会に恵まれていなかったことにもよるのではないかと思われる。この点、蛇鈕金印である「漢委奴国王」に比較し、「親魏倭王」印の鈕形について関心が惹かれるところである。かって、藤貞幹は、『好古日録』(一七九六年)において、偽書『宣和集古印史』に載せる「親魏倭王」印の印影を転載しているが、鈕については、「鈕製ヲ脱ス、惜ムヘシ。」と記しており興味深い。

また、そのほかきわだった特徴としては、羊鈕印が挙げられる。蛮夷を除く北方諸族には、従来指摘されているように、駝鈕が通じて見られるのであるが、更に、他の鈕形について仔細に考えを及ぼすならば、羊鈕印は、羌族に、魏代一例、晋代三例、氐族に、魏代一例、晋代一例、更に、晋代胡族に一例を知ることが出来るのである。今、北方異民族の総称である胡族の一例をしばらく措くならば、羊鈕印は、羌・氐の魏晋代印に見られることが注目されるのであり、この羊鈕印が羌・氐族に多く見られる事実は、前述した近年出土報告の諸例中で指摘したところと矛盾するところはないのである。

(ハ) その他の資料から

次に、検討の資料として価値を有するものには、金石関係の著録、印譜類が挙げられると思われるが、今、ここでは、前述の理解の参考に供す意味で、手許に活用出来る『金石索』(馮雲鵬、馮雲鵷、道光元年)、『集古官印考證』(瞿中溶、同治十三年)、『隴右金石録』(張維、一九四三年)、『山左金石志』(畢沅、阮元、嘉慶二年)等についてみてみたい。

まず、『金石索』には、六〇例近くの蛮夷印が録されているが、そのうち、鈕形を記すのは、「晋蛮夷率善邑君」(駝鈕銀印)、「晋烏丸率善佰長」(駝鈕)等、そのほとんどが駝鈕印であり、蛇鈕印としては、「晋蛮夷率善仟長」を挙げ得るぐらいである。次に、『集古官印考證』であるが、これも例えば、魏晋代の蛮夷印は、七〇例近くが載せられているが、鈕形の知れるそのほとんどは、駝鈕印であって、蛇鈕印は、「魏蛮夷率善仟長」、「晋蛮夷率善仟長」などが挙げら

れるに過ぎないでいる。そのほか、『山左金石志』所載蛮夷印九例のうち、鈕形の知れるものは、「漢帰義夷仟長」駝鈕印、『隴右金石録』では、蛮夷印四例中、「魏率善羌仟長」駝鈕印、『求古精舎金石図』では、「漢破虜羌長」駝鈕印が看出される。

これら、金石著録の諸例は、その相互に、或いは、前述した図録類所載の諸例に重複する事例も見受けられるようであるが、既に先学によって早くから指摘されている事実、即ち、北方諸族に駝鈕印が与えられ、また、蛇鈕印は、南方蛮夷に対して用いられた鈕形であることがあらためて認識されるのである。

図3　大陸に於ける蛮夷印出土地

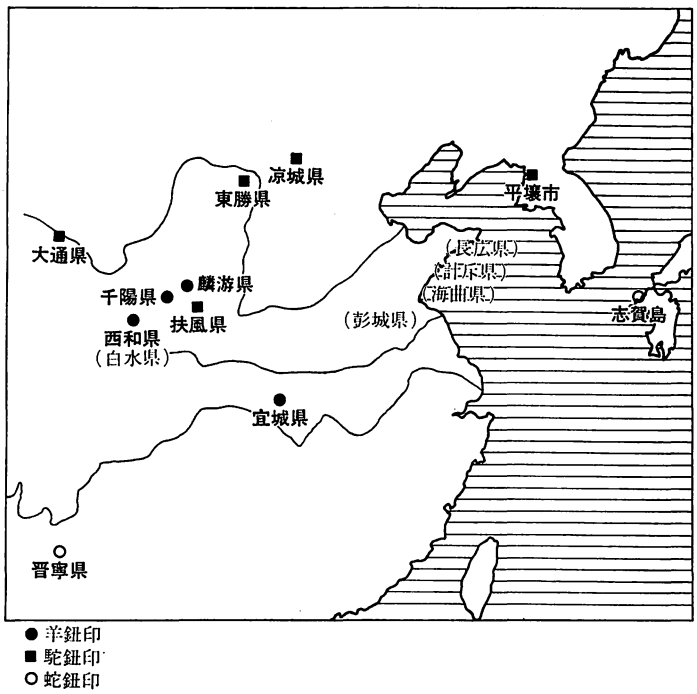

以上、蛮夷印を、その印銘に記された諸民族と、その鈕形について、再整理を試みたわけであるが、注目すべきは、北方の駝鈕を与えられた異民族の中でも、羌・氐両族には、しばしば、駝鈕以外に羊鈕を多く見ることができるということである。従って、その出土地もまた限定され、中国西北部に集中することが指摘出来るのである。羌族は、秦漢以来三国時代、現在の甘粛、青海、四川一帯に分布していた遊牧民族で、部落を一単位としていたとされているが、[12] 晋前後に、中原諸王朝の編戸、封戸として管轄下に組み入れられはじめたことが指摘されている。[13] 既に王献唐氏が指摘するように、各所在の畜産を以って象どりて別と為すのであれば、蛮夷印を〝頒発〟する中国諸王朝からみて、中国西北部に所在する羌・氐族には、羊を強く意識させるものが、その生活様式の一要素として存在したのであろう。また、馬鈕印については、今のところ、羌族を除く、北方諸族のなかでも、魏代以降に、駝鈕印とともに見られるようである。上に示す、図3は、鈕形から蛮夷印の出土地を見たものである。

次に、蛇鈕印については、先学によって既に指摘されているように、蛮夷蛇鈕印は、文字通り、南方蛮夷に賜与されているのであるが、これに附随して問題となるのは、漢帝国内の蛇鈕官印についてである。

藤井有鄰館には、前漢代「彭城丞印」蛇鈕銅印が所蔵されており、

また、国分直一氏が既に紹介されたように、[14] 呉樸氏の「我対滇王之印的看法」(『文物』一九五九―七 一九五九年)[15] からは、「浙江都水」、「琅左鹽丞」両蛇鈕印の存在が知られ、更に、紫溪氏の「有関古璽印的一些知識」(『文物』一九五八―一 一九五八年)には前漢官印として、「白

表4 官号による分類 ①近年出土報告例 ②中国古印図録 ③璽印精華官印篇 ④平盦攷蔵古璽印選 ⑤隴右金石録 ⑥金石索 ⑦故宮銅器図録

民族	時代/称号	王	侯	邑君	邑長	仟長	佰長	その他
匈奴	(漢)	漢匈奴悪適尸逐王(銅・駝)② 漢匈奴悪適尸逐王(石・鼻)①						漢匈奴帰義親漢長(銅・駝)① 漢匈奴楽借温禺鞮(銅・駝)①
	(魏)							
	(晋)						晋匈奴率善佰長(銅・駝)② 晋匈奴率善佰長(銅・馬)④	
羌	(漢)	羌王之印 (金・不明)⑤	漢帰義羌侯印 (金・不明)⑤					
	(魏)				魏率善羌邑長(銅・駝)④ 魏率善羌邑長(銅・駝)③	魏率善羌仟長(銅・駝)⑤	魏率善羌佰長(銅・駝)⑦	
	(晋)		晋帰義羌侯 (金・羊)①				晋率善羌佰長(銅・駝)⑦	
氐	(漢)							
	(魏)				魏率善氐邑長(銅・駝)②⑦	魏率善氐仟長(銅・駝)①⑦ 魏率善氐仟長(銅・羊)④	魏率善氐佰長(銅・駝)②⑦ 魏率善氐佰長(銅・馬)③	
	(晋)	晋帰義氐王 (金・羊)① 晋帰義氐王 (塗金・駝)⑦			晋率善氐邑長(銅・駝)⑦	晋率善氐仟長(銅・駝)②⑦ 晋率善氐仟長(銅・羊)④	晋率善氐佰長(銅・羊)④ 晋率善氐佰長(銅・駝)⑦	
烏丸	(漢)							漢烏桓率衆長(銅・駝)⑦
	(魏)					魏烏丸率善仟長(銅・馬)③	魏烏丸率善佰長(銅・馬)④ 魏烏丸率善佰長(銅・駝)⑦	魏烏丸率善長(銅・駝)⑦
	(晋)		晋烏丸帰義侯印(金・不明)① 晋烏丸帰義侯(銅・駝)②		晋烏丸率善邑長(銅・馬)④		晋烏丸率善佰長(塗金・駝)② 晋烏丸率善佰長(銅・馬)③ 晋烏丸率善佰長(銅・馬)④	
鮮卑	(漢)							
	(魏)					魏鮮卑率善仟長(銅・駝)②	魏鮮卑率善佰長(銅・馬)④	
	(晋)		晋鮮卑帰義侯 (金・不明)					晋鮮卑率善中郎将(銀・駝)①
蛮夷	(漢)							蛮夷里長 (銅・蛇)③
	(魏)							
	(晋)			晋蛮夷率善邑君 (銀・駝)⑥	晋蛮夷率善邑長(銅・蛇)②	晋蛮夷善仟長(銅・蛇)③	晋蛮夷率善佰長(銅・蛇)②	
胡	(漢)						漢帰義胡佰長 (銅・駝)⑦	
	(魏)					魏率善胡仟長(銅・駝)② 魏率善胡仟長(銅・熊)②	晋率善胡仟長(銅・駝)② 晋率善胡佰長(銅・羊)①	
	(晋)	晋帰義胡王 (金・駝)① 親晋胡王 (塗金・駝)⑦				晋率善胡仟長(銅・羊)④		

水弋丞」蛇鈕印が載せられている。我々が知ることのできる蛮夷印以外の蛇鈕官印の実例は、今のところ以上の四例であると思われるのだが、注意すべきであるのは、「白水弋丞」印を除き、それらがいずれも「蛮夷」との関連で解釈されているということである。

まず、国分直一氏は、「蛇鈕の印をめぐる問題」(『えとのす』一一号一九七九年)において、蛇鈕蛮夷印が東シナ海沿岸及び密接な連絡のある地から出土している事実を基礎に、暖湿のモンスーン地帯での蟲蛇信仰の存在を示す、いくつかの民族例を拠りどころとしながら、蛇鈕は、中国の東南沿岸のモンスーン地帯における稲作漁撈民に与えられたものとされ、更に、漢帝国内の「浙江都水」印、「琅左鹽丞」、「彭城丞印」についても、「蛇鈕の印が与えられていることは、その出自をふまえたことからくると考えるべき」であるとするのである。具体的には、「浙江都水」を、「浙江地域で水を管理した土酋をさしたもの」である可能性を示し、「琅左鹽丞」については、不明瞭であるとしながらも、やはり、土酋が任じたとしているのである。また、加藤慈雨楼氏も、「璽印精華官印篇」で、「彭城丞印」について、県の次官に蛮夷の有功者を登用して与えられたものと解釈している。「白水弋丞」蛇鈕印については、従来、わが国で特に注目はされなかったが、前三例がいずれも「蛮夷」に関連づけられていることに注目しなければならない。

さて、「彭城丞印」と、紫溪氏前掲論文所載の「白水弋丞」印には、いずれも、印面が十字で区画してあることが指摘されるが、この十字の区画は、一般に印面の四周を更に画し、田字格と称され、秦〜前漢代の遺印と理解されている。[16] また、近年、出土状況の明らかな諸例を検討して、田字格印を考究した趙超氏は「試談几方秦代的田字格印及有関問題」(『考古与文物』一九八二―六、一九八二年)において、従来、漢代と認められてきた田字格印のいくつかが、秦印であることなどを指摘しつつ、田字格印は、秦代にその盛行をむかえたが、前漢初期には衰退しはじめたこと、更に、私印、吉語印には、新代まで、田字格の影響が見られるが、それも考古資料からみれば、後漢代には、完全に消滅したことを述べているのである。従って、「彭城丞印」、「白水弋丞」両印ともに、前漢の初期の印章である可能性は極めて高いことが推測されるのであり、また、呉樸氏が言及した、上海文物管理委員会所蔵の「浙江都水」[補註(1)]印、「琅左鹽丞」印は、ともに、秦或いは前漢の遺印であると紹介されているのである。この両印は、前述した蛇鈕印の時期と矛盾しないが、これを偶然の一致とすべきではないのである。かつて、小林庸浩氏は、漢印の印制について考究し、「官位の高下による、材質・紐式等の区分が、整頓され官制化された」のは、漢武帝時代五字印制創設以後ではないかと推測したが、[17] 官印としては、蛇鈕と同じく異形鈕に属する魚鈕の官印が、前漢初期に限られることも、蛇鈕官印を理解する一つの手がかりになると思われる。即ち、寧楽美術館蔵の魚鈕銅印である「南郡侯印」[18]は、田字格印であり、近年、広東省広州市象崗山の石築多室墓からは、龍鈕田字格金印「文帝行璽」とともに、「景巷令印」魚鈕銅印が出土しているが、[19] これまたその主たる被葬者から、前漢初期の遺印であることは明らかである。

これらからするならば、田字格を有するなど上記蛇鈕官印四例が、いずれも、秦〜前漢初期に限られることに注意すべきであって、前漢後期以降に増大する蛮夷印の鈕形に対する理解からの解釈には無理があるとすべきである。

尚、「彭城丞印」は、現在の江蘇省銅山県に所在した彭城県の次官の印であることは、既に指摘されているところであるが[20]、「浙江都水」、「琅左鹽丞」、「白水弋丞」について述べなければならない。まず都水とは、国分氏の指摘する通り、治水、漁利に関連することは、明白であって、『歴代職官表』には、秦漢代通じて、その名が見えている。一九五九年、安徽省寿県安豊塘では、後漢代の貯水施設遺跡から、「都水官」を刻す鉄錘が出土している[21]。また、「鹽丞」とは、漢代に設置された「鹽官」の丞であり、呉式芬の『封泥考略』（一九〇四年）巻四に、「楗鹽左丞」が録されているのは、佐藤武敏氏の既に指摘するところである[22]。『漢書』地理志に載せる「鹽官」の所在地のなかに、琅琊郡海曲県、長広県、計斤県が含まれているが、「琅左鹽丞」印[23]は、そのいずれかの「鹽官」の印であると思われる。次に、「白水弋丞」であるが、「弋丞」については、これを詳かにし得ないが、白水県は、前漢広漢郡に属し、現在の四川省昭化県の西北に位置していたとされている[24]。

2　官号、印材に関して

従来から指摘されているように、鈕形は、印銘に記された民族名との関連で理解すべきであるが、更に官号、印材についても確認を試みたのが前掲の表4である。前述したように馬鈕が魏代以降加わるにしても、駝鈕印は漢魏晋代通じて、北方諸族に通有で、官号の高下による別も特に指摘することはできない。羊鈕印についても、駝鈕印と並び、漢〜晋代を通じて、羌族にみることができる。また、印材についてであるが、これも表4に明らかなように鈕形を規定する要素でないのは、例えば金印が、すべて王侯印に限られていることにも明らかである。表には載せていないが、「漢委奴国王」印、「滇王之印」が金印であることは言うまでもなく、「新保塞烏桓犂邑率衆侯印」[25]もまた金印である。また、『三国史記』新羅本記南解次次雄一六年「春二月北溟人耕田得濊王印獻之」の濊王印は、甘粛省武都県出土の「羌王之印」金印、雲南省晋寧県出土の「滇王之印」金印同様に、「濊王之印」金印であることは、疑いのないところであろう。かつて、岡崎氏は『魏志』夫余伝に見える「濊王之印」について、「滇王之印」との比較から[26]、金印、しかも「夫租蔵君」駝鈕銀印から槀駝の鈕形をとることを推測しているが[27]、納得のゆく理解であると言える。尚、『三国史記』に記す濊王印と『魏志』夫余伝の「濊王之印」の「濊」字が共通することは注目されて良いと思われる。

そのほか王印でありながら、金印、鎏金印でもない、「漢匈奴悪適尸逐王」銅印の特異性に着目すべきである。これをわが国では、かつて「漢の匈奴の悪適尸逐王」と読み、悪適を部族名、尸逐は匈奴の酋長の称号であると解釈し[28]、志賀島出土の金印を「漢の委の奴の国王」と読み下す一つの例証としている。しかし、近年「陝西出土的一批古代印章資料介紹」（『文物資料叢刊』一号　一九七七年）におい

て陳全方氏は、西安市出土の「漢匈奴悪適尸逐王」鼻鈕石印について、『後漢書』南匈奴列伝に見える単于比の子適の遺印であるとし、悪適とは、適（人名）の繁称であるとしている。また、南匈奴列伝には、匈奴族の官制についても言及されているが、これらから、尸逐王が、匈奴の各種の官号の一つであることが推測され、同じく温禺鞮も同様であることが知られるのである。従って、「漢匈奴悪適尸逐王」印が、「漢匈奴栗借温禺鞮」印同様、銅印であってもしかるべきであると言える。

三、結　語

以上、漢魏晋代蛮夷印をその鈕形についてみてきたのであるが、その結果、単に、北方諸族には、駝鈕がおくられたとするだけでなく、羊鈕印に、更に注意すべきこと、また、蛇鈕官印は、必ずしも蛮夷に関連させる必要のないことなどを指摘して来たのであるが、言い及ぶことの出来なかった問題点も多い。

印章は、印面に記された印銘から使用された時期、地域、私印であれば姓名を知ることが出来るためか、鈕形との関連についても、例えば、「魏代駝鈕印」と云う段階で、考究がとどまっていることが指摘される。印章の有する特殊性から、考古学的なアプローチが限られるにしても、今後は、出土状況の確認とともに、同一鈕形の細分から、時期差、地域差、蛮夷印が賜与される集団内の階層差の理解についての配慮がなされなければならないと思われる。

最後に、本小稿を起すに際して、貴重な御助言、御配慮を頂いた岡崎敬、横山浩一、西谷正諸先生をはじめとし、劉茂源先生、塩屋勝利氏の御芳名をここに記すとともに深甚の謝意を表することと致します。

註

(1) 羅福頤・王人聰著　安藤更生訳　中国の印章　一九六五年　東京。紫溪有関古璽印的一些知識　文物参考資料一九五八―一　一九五八年北京。

(2) 一九七二年三月、河南省孟津県長華公社李窑大隊第五生産隊で、地下〇・六mの窖蔵中から、七九七顆の銅印が出土したが、これらは、後漢～三国時代の、いずれも中下級軍官の印章である。その内訳は、假司馬印六一九顆、軍假司馬八〇顆、軍司馬印二〇顆、軍曲侯印六四顆、別部司馬一一顆、部曲将印三顆である。但し、報告者は、これら窖蔵出土の原因を、当時の恒常的な戦乱状態に求めながらも、印自体は未使用であるとしている。（賀官保・陳長安　洛陽博物館館蔵官印考文物一九八〇―一二　一九八〇年　北京）

(3) これは要するに程度の問題であって、藤田亮策氏が、楽浪土城内の一局部から封泥が多量に出土することを以って、建築址の焼失を推測したように（楽浪封泥続攷　朝鮮考古学研究　一九四八年　東京）、一建築址、一城邑の機能の停止とともに、湮滅した場合のあったことは、言う迄もないと思われる。

(4) 小林庸浩　漢代官印私見　東洋学報五〇―三　一九六七年　東京。

(5) 註(4)に同じ。

(6) 小林庸浩氏が、書品　八四～九〇号に訳出を行っている。

(7) 註(4)に同じ。

(8) このうち、湖北省宜城県楚皇城内出土の「晋蛮夷率善邑長」印、「漢夷邑君」印など、建築址出土と想定されるが、明証はない。

(9) 出土状況の確認される僅かな例が、「漢匈奴帰義親漢長」駝鈕銅印であるが、出土した後漢後期の磚築多室墓は、人骨が散乱するなど盗掘を受けているようであり、そのため、前室出土の該印の原位置を知り得ない。蛮夷印以外の他の官印についても、その出土状況はほぼ同様に明らかに知りえないが、ただ、同時代の私印については、おおよそ窺い知ることが出来るようである。木棺内出土の場合、遺骸の腰部付近（呉銘生　杭州古蕩漢代朱楽昌墓清理簡報　考古一九五九―三、等）、頭部（火鷹　巴盟出土漢印三方　内蒙古文物考古一号　一九七九年、等）、胸部（小野勝年・日比野丈夫　蒙彊考古記　一九四六年、等）、掌部（南京博物院　海州西漢霍賀墓清理簡報　考古一九七四―三、他）、及び、遺骸の口中に含ませた例（紀南城凰鳳山一六八号漢墓発掘整理組　湖北江陵鳳凰山一六八号漢墓発掘簡報　文物一九七五―九）などである。

(10) 窖蔵出土の原因を、報告者は、古印愛好家の収蔵に求めている。（陳全方　陝西出土的一批古代印章資料介紹　文物資料叢刊一号　一九七七年　北京。）

(11) 但し、『集古官印考證』に、「魏蛮夷率善邑長」蛇鈕印を知ることが出来る。

(12) 肖之興　試釈〝漢帰義羌長〟印　文物一九七六―七　一九七六年　北京。

(13) 薛英群　晋帰義羌侯印与晋帰義氐王印　文物一九六四―六、　一九六四年　北京。

(14) 蛇鈕の印をめぐる問題　えとのす一一号　一九七九年　下関。

(15) 劉茂源氏が、えとのす十二号　一九七九年に訳出を行っている。

(16) 註(1)に同じ。

(17) 小林庸浩　両漢新莽印について―一―　書品二八号　一九五二年　東京。

(18) 定本書道全集　一九五六年　東京。

(19) 広州象崗漢墓発掘隊　西漢南越王墓発掘初歩報告　考古一九八四―三　一九八四年　北京。

(20) 璽印精華官印篇　一九七五年　京都。

(21) 殷滌非　安徽省寿県安豊塘発現漢代閘壩工程遺址　文物一九六〇―一　一九六〇年　北京。

(22) 中国古代工業史の研究　一九六二年　東京。

(23) 佐藤氏が述べているように「鹽官」には、長、左右丞があるのであれば「琅左鹽丞」は、「楗鹽左丞」と同じく「琅鹽左丞」と読むべきではないかと思われる。ただ、佐藤氏が、本文中で言及する『十鍾山房印挙』には、「海右鹽丞」が録されており、印面の配字等、後考にまたなければならない。

(24) 塩英哲編訳　精選中国地名辞典　一九八三年　東京。

(25) 小林庸浩　中国の古印　日本の古印　一九六五年　東京。

(26) 「滇王之印」との比較では、栗原氏の論考が注目される。（金印『滇王之印』と『魏志』夫余伝にみえる『濊王之印』とについて　古代学八―一　一九五九年　京都。

(27) 岡崎敬　『夫租蔵君』銀印をめぐる諸問題　朝鮮学報第四六輯　一九六八年　天理。

(28) 藤枝晃　書道全集Ⅱ巻　一九五八年　東京。

補註

(1) 脱稿後、『図説中国の古印―古璽印概論』（羅福頤著　北川博邦訳　一九八三年）に接したが、同書には、田字格を示す「浙江都水」印の印影が載せられている。また、魚鈕銅印である「泰倉」印も収められているが、日字格であることから、両印ともに漢初の遺物とされている。